

# 【検討資料】

2009年1月  
市民部国保年金課

# 目次

## 1. 市国民健康保険事業の状況……P3

- ・ 緊急プラン(素案)における国保特会
- ・ 国保財政(赤字)の状況

## 2. 保険者としての市の取り組み……P5

- ・ 収納対策の強化
- ・ (仮称)収納対策緊急計画
- ・ 納付利便性の向上
- ・ 第三者行為請求・レセプト点検
- ・ 特定健診の受診の推進
- ・ 健康情報などの広報・啓発

## 3. 市独自制度の見直し……P11

- ・ 暫定賦課・前納報奨金の廃止
- ・ 年齢軽減の見直し
- ・ 障害者減免の見直し

## 4. 保険料の賦課方式の改正……P18

- ・ 保険料の計算方法
- ・ 現行保険料と試算保険料
- ・ モデル世帯による試算

## 5. 保健事業について……P27

- ・ 有効性と課題
- ・ 人間ドック補助
- ・ 肺がん検診・乳がん検診
- ・ 学童う歯事業

# 1 市国民健康保険事業の状況

## 1 - 緊急プラン(素案)における国保特会

国保特会の単年度赤字・累積赤字を補填するための  
一般会計からの繰り出しを、4億円にする  
(赤字を10億円と見込んだ場合、6億円の効果)

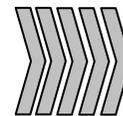
### 見直し項目

収納対策の強化

保険料の見直し

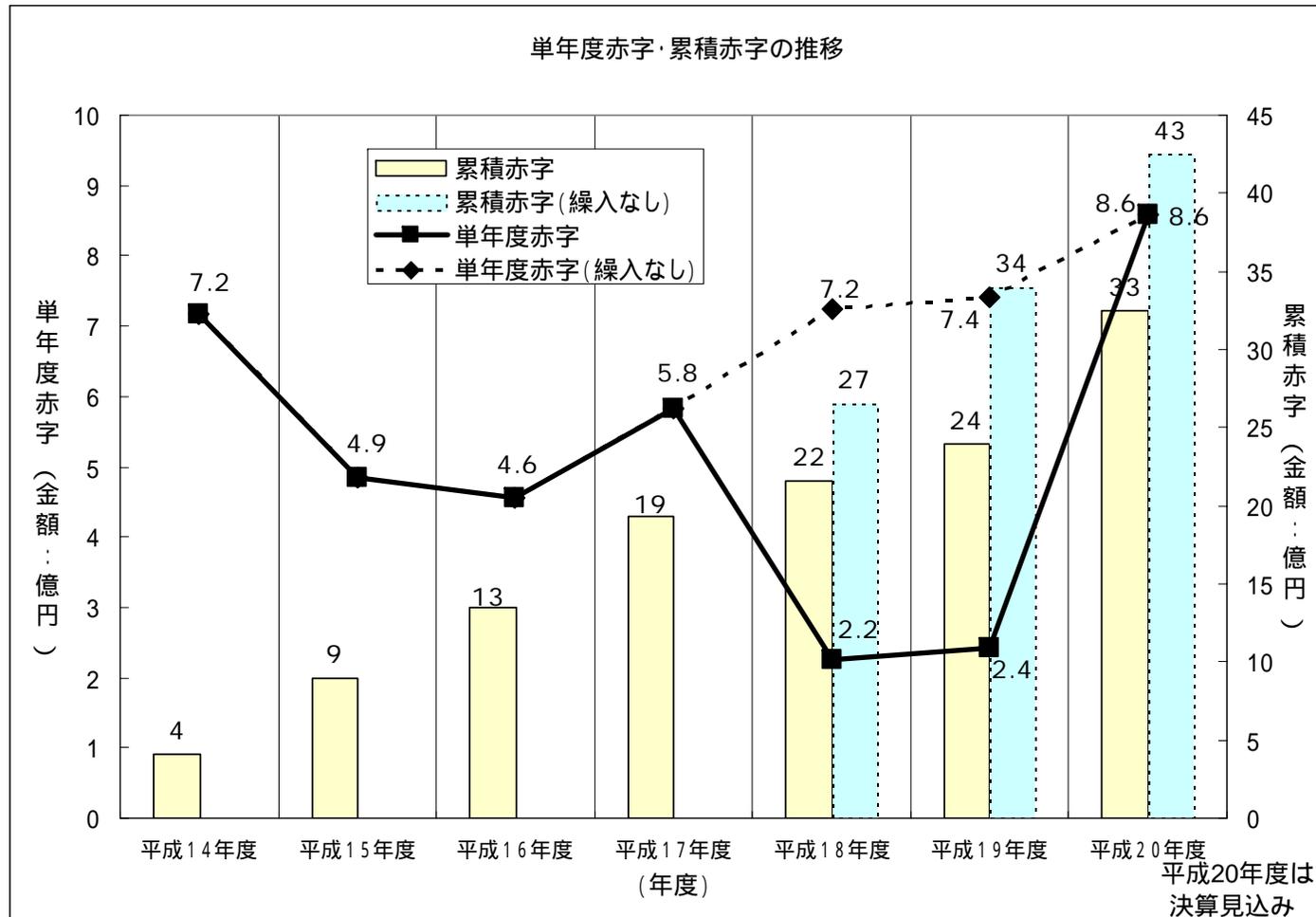
市独自制度の見直し

6億円の改革効果を出す

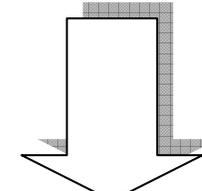


- ◆ 単年度の赤字を10億円と見込んだ場合、6億円/年の改革効果が出る。
- ◆ 5年間で、30億円の改革効果

# 1 - 国保財政(赤字)の状況



1. 単年度の赤字が続いており、今後  
も続くことが想定さ  
れる
2. 累積赤字も30億円  
を超える



1. 現状の精査を行い、  
「単年度赤字」を出  
さない事業内容に  
改める
2. 計画的に「累積赤  
字」を解消する

## 2 保険者としての市の取り組み

### 2 - 収納対策の強化

#### 現年度分の収納対策の強化

- 現年度分の収納率を向上させる

平成19年度 90%  平成21年度 92%  
平成22年度 95%

1億8,000万円の  
歳入増(H22年度)

- 現年度分の収納率を92%以上確保し、国調整交付金のペナルティを回避

平成19年度 1,300万円  ペナルティなし

1,300万円の  
歳入増

#### 過年度分の収納対策の強化

- 過年度の収納率を向上させる

平成19年度 27%  平成21年度 30%

1,000万円の  
歳入増

収納対策を実効性のあるものにするために、  
(仮称)収納対策緊急計画を策定する

## 2 - (仮称) 収納対策緊急計画

【目的】未収金の大幅削減を実現する。

【目標】現年度収納率 95% (H22年度末目標)  
過年度分の徴収率 30%

【具体策】

1. 収納対策担当組織の整備と増員 (H21年度から実施)
2. 国保資格の適正管理 (他保険加入の早期発見)
3. 口座振替利用アップ
4. 国保連による滞納コールセンター設置 (予定) の活用
5. 収納強化月間の設定による効果的な督促の実施
6. コンビニ収納などの納付利便性の向上

現年度・過年度ともに、一貫した収納対策を実施できるよう計画を策定する

## 2 - 納付利便性の向上

### 口座振替利用率の向上

- a. 口座振替利用の状況
  - 平成19年度の口座振替利用率 40.7%
  - 平成20年度の口座振替利用率 35.7%(長寿医療制度への移行による減少)
- b. 口座振替利用率アップの目標
  - 口座振替の勧奨を実施し、50%以上(平成22年度)に引き上げる。
- c. 振替不能分の再振り替えの検討
  - 口座振替不能分について、再振替処理を行う。
- d. 口座振替利用登録キャンペーンの検討
  - 口座振替利用登録のキャンペーンを実施する。
  - 口座振替利用率を高めるために、「口座振替報奨金」の導入を検討する。

### その他の利便性の向上

- a. コンビニ収納の検討
- b. クレジットカード利用などマルチペイメント対応の検討

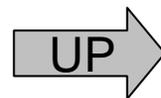
## 2 - 第三者行為請求・レセプト点検

### 第三者行為にかかる請求を強化

第三者行為とは、交通事故など、第三者の過失によって傷病を受けた場合のことをいいます。第三者の過失により受けた傷病の医療費は原則として加害者が全額負担すべきものです。国保が一時的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。

- 被保険者及び医療機関に第三者行為請求の周知を行う
- レセプト点検、連合会からの第三者行為疑いデータの点検を強化する

平成19年度実績  
約1,400 万円



約2,000 万円

600万円の  
歳入増

### レセプト点検の強化

(過誤調整の状況)

単位: 千円

- 資格審査を強化
- 診療内容点検を強化

	H17	H18	H19
資格点検	56,333	65,687	74,290
内容点検	21,923	17,827	10,295
合計	78,256	83,514	84,585

平成19年度実績  
約8,500 万円



約1億円

1,500万円の  
歳入増

## 2 - 特定検診の受診の推進

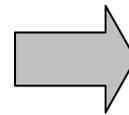
(受診の状況)

平成20年度受診率見込み 7,200人(実施率30.6%)

平成20年度受診率実施計画 9,407人(実施率40%)

### 受診率向上の取り組み

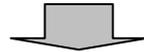
- 受診券発行時期の見直し
- 保険料通知発行時に受診勧奨
- 広報・HPでの啓発等



特定健康診査実施計画の  
受診率を達成する

### 平成25年度の目標

- 特定健診受診率 65% を確保



- 後期高齢者等支援金の受診率によるペナルティを受けない。  
ペナルティは、±10%となっておりペナルティを受けると、本市の場合は最大約1億4千万円(平成21年予算ベース)の拠出増となる。

## 2 - 健康情報などの広報・啓発

### 健康維持に関する情報の提供

1. もみじだよりに掲載される情報から健康維持・増進に関する内容をピックアップしまとめてお知らせする。
2. 自然を利用した活動などをお知らせし、健康増進につなげる。

### 制度変更などの情報の提供

1. 国民健康保険に関する制度変更のお知らせを実施する。
2. ジェネリック医薬品に関する情報を提供し、被保険者が主治医と相談し使用する医薬品の選択肢を増やす。

広報・啓発の実施には、府の特別調整交付金を有効に活用する

## 3 市独自制度の見直し

### 3 - 暫定賦課、前納報奨金の廃止

#### 暫定賦課の廃止

内部効果額1,100万円

暫定賦課方式は、事務作業、事務経費及び納付通知書を受け取った被保険者が仮算定と本算定について分かり難いことから、平成22年度から廃止する。  
本算定の時期(6月本算定・7月本算定)を、税務情報の確定時期などを考慮し決定する

#### 前納報奨金の廃止

効果額1,600万円

前納報奨金は、市税、介護保険及び長寿医療制度などに前納報奨金がないこと、また、国保においても特別徴収対象者は前納報奨金の対象とならないことから廃止する。  
前納報奨金を廃止した他市の状況から、収納率への影響はないと考えられる。

#### 事務改善の推進

- a. 被保険者証更新間隔の見直し(現在1年に1回更新を実施)
- b. 窓口業務の見直し

## 3 - 年齢軽減の見直し(1)

### 年齢軽減とは 箕面市国民健康保険条例 附則第21条、第21条の2

#### 年齢軽減の実施

(年齢軽減の内容)

世帯主を除く22歳以下の均等割額を1/2に減額

(平成20年度軽減額)

1億2千万円(3,479世帯)

#### 22歳以下の世帯主ではない被保険者が2名の場合

保険料の均等割額

(年齢軽減なし)  $56,400円 \times 子ども2名 = 112,800円$

が、

(年齢軽減あり)  $56,400円 \times 1/2 \times 子ども2名 = 56,400円$

となる。

年間56,400円の差

# 3 - 年齢軽減の見直し(2) 対象年齢の見直し(案)

## 軽減対象年齢の見直し

効果額3千万円～1億2千万円

年齢	住基人口	国保対象者	住基人口	国保対象者	割合	軽減額
0歳	1,042	157	7,975	1,434	18.0%	117百万円
1歳	1,111	213				
2歳	1,126	191				
3歳	1,089	201				
4歳	1,242	232				
5歳	1,119	192				
6歳	1,246	248	11,064	2,236	20.2%	89百万円
7歳	1,229	241				
8歳	1,209	209				
9歳	1,211	249				
10歳	1,272	250				
11歳	1,216	266				
12歳	1,259	262	3,637	763	21.0%	44百万円
13歳	1,180	231				
14歳	1,266	263				
15歳	1,222	265				
16歳	1,237	273				
17歳	1,185	261				
18歳	1,215	229	8,251	1,469	17.8%	29百万円
19歳	1,369	252				
20歳	1,580	287				
21歳	1,752	296				
22歳	1,781	326				
23歳	1,769	308				
計	30,927	5,902	30,927	5,902	19.1%	

# 3 - 年齢軽減の見直し(3) 多子に配慮した方式(案)

## 年齢軽減内容の変更

効果額2千7百万円～4千万円

年齢軽減見直し(多子に配慮した方式(案))の世帯区分と効果額

### 【現在】

世帯主を除く22歳以下の被保険者の均等割額の**5割**を軽減

### 【見直し案】

年齢軽減対象の被保険者について、  
一人目:均等割額の**2割**を軽減  
二人目:均等割額の**5割**を軽減  
三人目以降:均等割額の**7割**を軽減

被保険者数	世帯数		
	22歳以下	18歳以下	15歳以下
1人	1,644	1,262	1,139
2人	1,343	1,025	833
3人	414	296	238
4人	64	44	31
5人	11	9	3
6人	2	1	2
7人	1	1	0
計	3,479	2,638	2,246
多子に配慮した方式分	40百万円	31百万円	27百万円
対象年齢の見直し分	0百万円	29百万円	44百万円
効果額	40百万円	60百万円	71百万円

# 3 - 年齢軽減の見直し(4) 多子に配慮した方式の試算

現行料率	3人世帯			4人世帯			5人世帯		
	現行軽減	多子配慮	差 (多子 - 現行)	現行軽減	多子配慮	差 (多子 - 現行)	現行軽減	多子配慮	差 (多子 - 現行)
330,000	49,500	54,576	5,076	57,960	63,036	5,076	66,420	68,112	1,692
2,080,000	277,000	293,920	16,920	305,200	322,120	16,920	293,920	298,432	4,512
4,000,000	399,880	416,800	16,920	428,080	445,000	16,920	456,280	461,920	5,640
6,000,000	572,970	589,890	16,920	601,170	618,090	16,920	629,370	635,010	5,640
8,000,000	680,000	680,000	0	680,000	680,000	0	680,000	680,000	0
10,000,000	680,000	680,000	0	680,000	680,000	0	680,000	680,000	0

1年間の保険料(円)

**【モデル】**

- ・3人世帯：世帯主、配偶者、子ども一人
- ・4人世帯：世帯主、配偶者、子ども二人
- ・5人世帯：世帯主、配偶者、子ども三人
- ・障害者減免なし

# 3 - 障害者減免の見直し(1) 減免対象所得と率の見直し(案)

## 減免対象の見直し

効果額2,300万円

### 【現行】

前年所得	減免の割合
125万円以下	保険料額の 50/100減
125万円超 400万円以下	保険料額の 30/100減
400万円超 1,000万円未満	保険料額の 10/100減
1,000万円以上	非該当

(世帯の所得合計)

### 【変更(案)】

前年所得	減免の割合
125万円以下	保険料額の 25/100減
125万円超 400万円以下	保険料額の 15/100減
400万円超 1,000万円未満	非該当
1,000万円以上	非該当

(世帯の所得合計)

### 【見直し項目】

#### 減免対象の所得

- ・400百万円を超える所得のある世帯を非該当に変更

#### 減免割合

- ・125万円以下の世帯の減免割合を50%から25%に変更
- ・125万円を超え4百万円以下の世帯の減免割合を30%から15%に変更

# 3 - 障害者減免の見直し(2) 試算

現行料率	1人世帯			2人世帯			3人世帯		
	現行減免	見直し後	差	現行減免	見直し後	差	現行減免	見直し後	差
330,000	10,260	15,390	5,130	20,520	30,780	10,260	24,750	37,125	12,375
2,080,000	126,280	153,340	27,060	174,160	211,480	37,320	193,900	235,450	41,550
4,000,000	212,296	257,788	45,492	260,176	315,928	55,752	279,916	339,898	59,982
6,000,000	428,733	476,370	47,637	490,293	544,770	54,477	515,673	572,970	57,297
8,000,000	581,085	645,650	64,565	612,000	680,000	68,000	612,000	680,000	68,000
10,000,000	680,000	680,000	0	680,000	680,000	0	680,000	680,000	0

現行料率	4人世帯			5人世帯		
	現行減免	見直し後	差	現行減免	見直し後	差
330,000	28,980	43,470	14,490	33,210	49,815	16,605
2,080,000	213,640	259,420	45,780	205,744	249,832	44,088
4,000,000	299,656	363,868	64,212	319,396	387,838	68,442
6,000,000	541,053	601,170	60,117	566,433	629,370	62,937
8,000,000	612,000	680,000	68,000	612,000	680,000	68,000
10,000,000	680,000	680,000	0	680,000	680,000	0

1年間の保険料(円)

【モデル】

- ・1人世帯：世帯主
- ・2人世帯：世帯主、配偶者
- ・3人世帯：世帯主、配偶者、子ども一人
- ・4人世帯：世帯主、配偶者、子ども二人

# 4 保険料賦課方式の改正

## 4 - 保険料の計算方法(1)

### 保険料率・均等割額の条例による固定を見直し

当該年度に必要な医療費等の総額から所得割料率や均等割額を算出せず固定している。このため、医療費等の総額のうち保険料へ反映させる分を適正に決定できていない。

#### 平成20年度の保険料率(条例で固定)

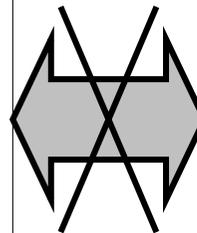
##### 所得割額

	400万円以下	400万円超
基礎賦課額	4.5%	6.0%
後期高齢者支援金等賦課額	1.1%	1.5%
介護納付金等賦課額	0.8%	1.6%
<b>計</b>	<b>6.4%</b>	<b>9.1%</b>

##### 均等割額

	1人あたり
基礎賦課額	44,400 円/年
後期高齢者支援金等賦課額	12,000 円/年
介護納付金等賦課額	12,000 円/年
<b>計</b>	<b>68,400 円/年</b>

介護納付金等賦課額は、40歳以上65歳未満の被保険者のみ



#### 国基準

所得割総額から所得割の料率を計算する

$$\text{所得割料率} = \frac{\text{所得割総額}}{\text{被保険者にかかる総所得金額等}}$$

均等割総額から均等割額を計算する

$$\text{1人あたり均等割額} = \frac{\text{均等割総額}}{\text{被保険者数}}$$

## 4 - 保険料の計算方法(2)

### 国標準の計算方法の採用

- 当該年度に必要な医療給付費等の総額から歳入を差し引き保険料として徴収すべき額を算出する。

国民健康保険法第76条  
国民健康保険条例第14条

当該年度に必要な医療給付費等を確保するために、

歳出予定額 から 歳入予定額

を 差し引いて

保険料として必要な額を算出

保険料総額の算出

$$\text{保険料として必要な額} = \begin{matrix} \text{歳出} \\ \text{(医療給付費等の総額)} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{歳入} \\ \text{(国庫負担や一部負担金などの総額)} \end{matrix}$$

保険料賦課予定額を応能分と応益分に按分する

$$\text{保険料として必要な額} \begin{cases} \rightarrow \text{所得割総額(50\%)} \\ \rightarrow \text{均等割総額(50\%)} \end{cases}$$

- 1 所得割総額から所得割の料率を計算する

$$\text{所得割料率} = \frac{\text{所得割総額}}{\text{被保険者の所得の合計}}$$

- 2 均等割総額から均等割額を計算する

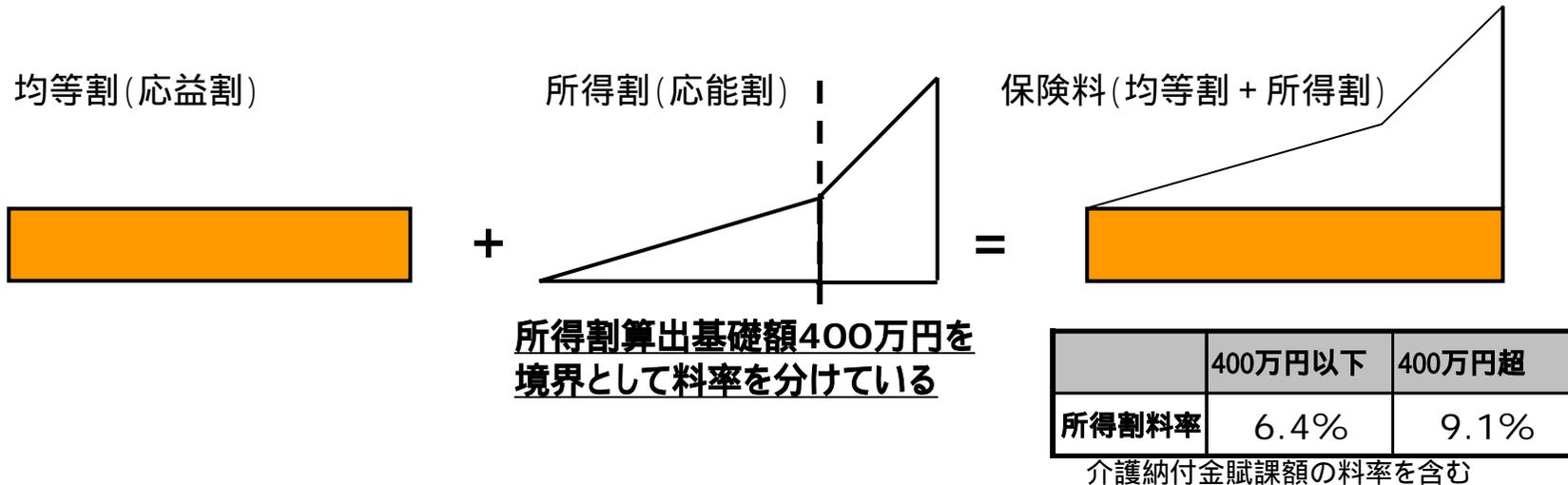
$$\text{1人当たり均等割額} = \frac{\text{均等割総額}}{\text{被保険者数}}$$

二方式：所得割、均等割の場合

保険料として必要な額から保険料を算出し、  
毎年度、保険料率及び均等割額の見直しを行う  
方法に改正する

## 4 - 保険料の計算方法(3)

### 二段階料率の見直し



平成3年度に国保法が改正され、現在の賦課方式が規定された。改正前に実施していた各保険者の賦課方式は、「しばらくの間」継続することができる」とされている。

しかし、法改正から17年が経過し、見直しを行う必要がある。

大阪府からも、二段階料率について改善するよう指導を受けている

大阪府内で、所得割の料率を二段階設定している市町村はない。

## 4 - 現行保険料と試算保険料(1)

### 平成21年度保険料試算について

緊急プラン(素案)、ゼロ試算において、  
国保会計の単年度赤字を10億円と想定し、  
一般会計からの繰入金を4億に抑える方向が示されている

不足額6億円の対策として保険料を試算

6億円を保険料で徴収する  
3億円を保険料で徴収する

## 4 - 現行保険料と試算保険料(2)

	平成20年度の 保険料	平成21年度試算 (現行方式)	平成21年度試算 (3億保険料増)	平成21年度試算 (6億保険料増)
所得割料率(400万円以下)/(400万円超)	6.4% : 9.1%	6.4% : 9.1%	9.42%	10.44%
均等割額(円)	68,400	68,400	65,840	70,590
限度額(円)	680,000	680,000	680,000	680,000
被保険者数(人)	35,574	34,868	34,868	34,868
1人あたり保険料/年(円)	89,089	89,526	100,392	109,849

**H20年度:平成20年度の保険料の状況**

**H21試算:現行の方式で平成21年度の保険料を計算**

**H21試算案1:平成20年度比で、約3億円の保険料増により試算**

**H21試算案2:平成20年度比で、約6億円の保険料増により試算**

## 4 - モデル世帯による試算(1)

### 1人世帯の場合

1人世帯			( - )		( - )
総所得	H20料率	試算案1 3億調定増	差額 案1 - H20	試算案2 6億調定増	差額 案2 - H20
330,000	20,520	19,752	-768	21,177	657
2,080,000	180,400	230,690	50,290	253,290	72,890
4,000,000	303,280	402,635	99,355	445,269	141,989
6,000,000	476,370	539,485	63,115	602,519	126,149
10,000,000	680,000	680,000	0	680,000	0

1年間の保険料(円)

#### 【モデル】

- ・世帯主のみ
- ・介護2号被保険者
- ・年齢軽減なし
- ・障害者減免なし

## 4 - モデル世帯による試算(2)

### 2人世帯の場合

2人世帯		( - )	( - )
総所得	H20料率	試算案1 3億調定増 差額 案1 - H20	試算案2 6億調定増 差額 案2 - H20
330,000	41,040	39,504 -1,536	42,354 1,314
2,080,000	248,800	296,530 47,730	323,880 75,080
4,000,000	371,680	452,865 81,185	500,699 129,019
6,000,000	544,770	576,965 32,195	645,199 100,429
10,000,000	680,000	680,000 0	680,000 0

1年間の保険料(円)

#### 【モデル】

- ・世帯主と配偶者
- ・2名ともに介護保険2号被保険者
- ・年齢軽減なし
- ・障害者減免なし

## 4 - モデル世帯による試算(3)

### 3人世帯の場合

3人世帯			( - )		( - )
総所得	H20料率	試算案1 3億調定増	差額 案1 - H20	試算案2 6億調定増	差額 案2 - H20
330,000	49,500	47,039	-2,462	50,669	1,169
2,080,000	277,000	321,645	44,645	351,595	74,595
4,000,000	399,880	477,980	78,100	528,414	128,534
6,000,000	572,970	595,705	22,735	666,539	93,569
10,000,000	680,000	680,000	0	680,000	0

1年間の保険料(円)

#### 【モデル】

- ・世帯主、配偶者、子ども一人
- ・世帯主と配偶者は、ともに介護保険2号被保険者
- ・子は、市の年齢軽減の対象者
- ・年齢軽減あり
- ・障害者減免なし

# 4 - モデル世帯による試算(4)

## 4人世帯の場合

4人世帯			( - )		( - )
総所得	H20料率	試算案1 3億調定増	差額 案1 - H20	試算案2 6億調定増	差額 案2 - H20
330,000	57,960	54,573	-3,387	58,983	1,023
2,080,000	305,200	346,760	41,560	379,310	74,110
4,000,000	428,080	503,095	75,015	556,129	128,049
6,000,000	601,170	614,445	13,275	680,000	78,830
10,000,000	680,000	680,000	0	680,000	0

1年間の保険料(円)

### 【モデル】

- ・世帯主、配偶者、子ども二人
- ・世帯主と配偶者は、ともに介護保険2号被保険者
- ・子は、ともに市の年齢軽減の対象者
- ・年齢軽減あり
- ・障害者減免なし

## 5 保健事業について

### 5 - 有効性と課題

1. 人間ドック補助
2. 肺がん検診補助
3. 乳がん検診補助
4. 学童う歯対策事業

#### 保健事業(早期発見・早期治療)の有効性

【例:糖尿病の場合】

早期発見・早期治療に努めなかった場合は、生涯の治療費が約5,000万円超となり、治療に励んだかたと6倍もの差が出る。

(糖尿病データマネジメント研究会報告)

#### 検討課題

保健事業に必要な経費は、被保険者の保険料から2/3、大阪府の特別調整交付金で1/3を負担していることから、国保財政全体を勘案し保健事業のあり方について検討が必要

## 5 - 人間ドック補助

### 人間ドック補助

廃止時、効果額2,200万円

#### 【現状】

市医療保健センターの総合健康診断の健診項目には、平成20年度からの特定健診の検診項目も反映しているため、総合健康診断の受診者は特定健診の受診者としてカウントされ、国・府の特定健診交付金の交付対象となる。

特定健診受診者(平成20年度見込)7,200人のうち、2,000人(約28%)が国保の人間ドック補助を受けており、総合健康診断の受診者は特定健診受診率の向上に大きく寄与している。

(平成19年度実績)

【対象者】約2万5千人 【利用件数】約2,100件 【利用率】8.4%

- 人間ドックは、病気の早期発見・早期治療につながり、被保険者の健康の維持はもとより、将来的な医療給付費の抑制になると考えられる。
- 平成25年度から特定検診の受診率などが低い場合に後期高齢者支援金の支払が増額される。
- 必要経費について、保険料からも負担している。

## 5 - 肺がん検診・乳がん検診

### 肺がん検診

廃止時、効果額300万円

項	検診名	国民健康保険		市			
1	肺がん検診 (医療保健センター)	35歳以上の被保険者	・問診 ・胸部ヘリカルCT撮影	自己負担 3,500円 補助 10,000円	40歳以上の市民	・問診 ・胸部X線直接撮影 ・かくたん検査	無料

市の肺がん検査の内容は簡易な胸部X線と「かくたん」検査であり、異常が発見された場合は医療機関で精密検査を受けることとなる。

国保のヘリカルCT検査で異常となった場合も精密検査が必要となるが、市より詳細な検診結果となるため、医療機関での検査内容がかなり軽減される。

平成19年度実績：【対象者】約2万5千人 【利用件数】約323件 【利用率】1.2%

### 乳がん検診

廃止時、効果額4万円

項	検診名	国民健康保険		市			
1	乳がん検診 (医療保健センター)	35歳以上40歳未満の被保険者	・問診 ・視診 ・触診 ・マンモグラフィ検査	自己負担 6,700円 補助 2,000円	40歳以上で偶数年齢の女性	・問診 ・視診 ・触診 ・マンモグラフィ検査	無料

乳がんの罹患率は35歳頃から急激に上昇し、40歳代後半にピークを迎える。よって、国保では市の健診を補完するものとして35歳から補助している。

平成19年度実績：【対象者】約1千名 【利用件数】20名 【利用率】2%

- 病の早期発見・早期治療により医療給付費の抑制につながると考えられる。
- 利用率が低い。
- 必要経費について、保険料からも負担している。

# 5 - 学童う歯事業

## 学童う歯

廃止時、効果額600万円

(費用負担の内訳)

【一般】		
医療費		10,000円
内訳	保険者負担分(70%)	7,000円
	患者負担分(30%)	3,000円
【ひとり親・障害者】		
医療費		10,000円
内訳	保険者負担分(70%)	7,000円
	公費負担分	2,500円
	患者負担分	500円

国保で負担している

福祉医療

本事業は小・中学校での歯科健診結果等により早期治療を促すもので、国保世帯の学童を対象に保険治療に係る自己負担分を国保が負担している。これにより、学童がいる世帯の経済的負担の緩和にも役立っているものと考えられる。

- 教育委員会で実施する検診を補完するものとして有効である。
- 対象が国保の被保険者のみである。
- 必要経費について、保険料からも負担している。